

出来事（2013年11月）

1. 食品添加物の新規指定

11月の新規指定はありません。（10月22日：437品目）

現在、酢酸カルシウム、ポリビニルピロリドンの指定及びイソプロパノールの使用基準の改正のためのWTO通報がなされました。さらに、アンモニウムイソバレレート、アドバンテーム（甘味料）、ひまわりレシチン、グルタミルバリングリシン、 β -apo-8'-カロテナール、アスパラギナーゼ（*Aspergillus niger* ASP-72 株）、カンタキサンチン等の指定、ビオチンの使用基準の改正のための手続きが進められています。

4月3日の薬事食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会で、未承認・食品添加物「過酢酸製剤」の使用問題が明らかになりました。11月25日、食品安全委員会で、厚労省は、関連する3成分（過酢酸、オクタン酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸）と、それらの製剤について説明しました。

2. 食品表示法

6月28日に公布された食品表示法については、食品表示法施行令、食品表示基準（内閣府令）の案を策定する作業（検討）が消費者庁で鋭意進められています。11月6日の消費者委員会食品表示部会、11月7日の各団体への説明会で、食品表示基準の策定方針等が示されました。

3. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（16品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/idsenshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（57品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/idsenshi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（4品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/idsenshi/dl/list2.pdf>

シクロデキストリングルカノトランスフェラーゼがパブコメに入りました（～12月11日）。

○組換えDNA技術応用食品及び添加物の基準適合が確認された施設一覧

（1施設2品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/idsenshi/dl/list4.pdf>

4. 消費者庁次長通知第377号と食品添加物公定書との齟齬

消費者庁次長通知第377号別添1に示された既存添加物収載品目リストで示された「基原・製法・本質」と第8版食品添加物公定書の定義とにおいて齟齬がある問題、あるいは別添1の「基原・製法・本質」に記載された内容と流通実態とが異なる問題を、監督官庁である消費者庁に連絡してきましたが、進展がありません。

そこで、国会議員秘書にご相談したところ、「第8版を元に見直し作業を直ちに開始し年内をめどにしたいとのことです。」とのご連絡をいただきました。

5. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限)

1) 出荷制限の設定：11月12日、

(1) 福島県会津美里町で産出される野生キノコ、

(2) 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。）において採捕されたウナギ、

(3) 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流において採捕されたウナギ

2) 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（11月12日現在）

6. 食材の偽装問題

11月29日、衆議院・消費者問題特別委員会で参考人が招致され質疑がなされました。その模様「YouTube」でも公開されています。<http://www.youtube.com/watch?v=oHeyD89YlzA>

阪急阪神ホテルズに始まった食材の偽装問題は、著名なホテル、デパート、著名な料亭まで広がりました。小職も、10月28日に放送されたMBS（毎日放送）のMBSニュース「VOICE」の取材を受けました。その後の取材等は次の通りです。

①11月12日 朝日新聞

食材偽装 どこから違法？

②2013年11月18日

「活」「車」「芝」消える 販売終了も 大阪のレストラン、百貨店

http://sankei.jp.msn.com/west/west_economy/news/131118/wec13111819460009-n2.htm

③2013年11月19日 産経新聞 配信

食材から消えた「鮮、活、車、芝」 偽装表示問題で進む見直しの動き

http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20131119-00000521-san-bus_all

④2013年11月23日

食品偽装に訂正の嵐！信頼回復に必死 メニュー「鮮魚の」→「海の幸の」

<http://www.zakzak.co.jp/society/domestic/news/20131123/dms1311231456004-n1.htm>

⑤2013年11月25日 日本消費経済新聞

「牛脂注入肉」にアレルギー物質 添加物や調味液も注入

⑥2013年11月27日 22:00 NHK ラジオ NHK ジャーナル（NHK ラジオ第1）

<http://www.nhk.or.jp/r1/journal/pickup.html>

*このHPで、「聞く」のボタンをクリックして下さい。

⑦2013年11月29日 しんぶん赤旗

外食メニュー偽装の危うさ

7. 消費税添加・表示カルテル

公正取引委員会は、消費税添加・表示カルテルをHPで紹介しています。

消費税添加カルテル（2013年10月受付分）

届出先	届出者名	①	②	③	④
本局	塩元売協同組合	○	○		
本局	全国化粧品日用品卸連合会	○	○		
本局	全国納豆協同組合連合会	○	○		
本局	（一社）日本産業・医療ガス協会	○	○	○	
本局	（一社）日本食肉加工協会	○	○	○	

（五十音順）

- ※①：各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定
 ②：消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定
 ③：消費税額分を上乗せした結果，計算上生じる端数の処理方法の決定
 ④：その他

消費税表示カルテル（10月受付分）

届出先	届出者名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
本局	塩元売協同組合						○	
本局	全国納豆協同組合連合会			○				
本局	（一社）日本ゴルフ場事業協会			○	○			
本局	（一社）日本産業・医療ガス協会	○	○				○	
本局	（一社）日本食肉加工協会					○	○	
本局	日本被服工業組合連合会ほか2団体			○		○	○	

（五十音順）

- ※①：「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示することの決定
 ②：「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示することの決定
 ③：個々の値札に，税抜価格を表示した上，「〇〇円（税抜価格）」，「〇〇円＋税」など，消費税が別途課される旨を明示する旨の決定
 ④：個々の値札は税抜価格を表示した上，商品棚等の消費者の見やすい場所に，「当店の値札は全て税抜表示となっています」，「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定
 ⑤：見積書，納品書，請求書，領収書等について，消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し，統一的に使用する旨の決定
 ⑥：価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定
 ⑦：その他

8. 部分水添油（PHO）を GRAS から除外（FDA）

トランス脂肪酸の低減のための措置として、PHO が GRAS に該当しないとの処置をとる案が公表され、60 日間のパブコメに入りました。段階的な中止を模索すると思われます。

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm373939.htm>

9. 魚肉製品のヒスタミンの最大基準値の改定（EFSA）

10 月 23 日、改定が告示され、「Fish sauce」に、400mg/kg が設定されました。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:282:0046:0047:EN:PDF>

10. 遺伝子組換えトウモロコシ59122に追加データ要求（EFSA）

11月21日、EFSAがミツバチやテントウムシへの有害影響に関連して、追加実験のデータを要求していることが判明しました。<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/3443.pdf>

日本では、既に、EVENT59122と掛け合わせされたトウモロコシ（デュポン）がたくさん認可されています。

11. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社ニチレイフレッシュがタイから輸入した「冷凍養殖むき身えび類：下ごしらえ尾付きムキエビ」及び株式会社マルハニチロ水産がインドから輸入した「冷凍養殖えび」の命令検査で、フラゾリドン 0.004ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。同様に、丸紅株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.06ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

*フラゾリドン：ニトロフラン系の合成抗菌剤で食用動物への使用が禁止されている。

*エンロフロキサシン：残留基準が設定されている食品もあるが、魚介類に対しては「不検出」とされている。また、継続して残留問題が発生している。

- ・株式会社晃商韓国から輸入した「野草加工品及び香辛料：とうがらし」のモニタリング検査でジフェノコナゾールが一律基準を超えて検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

*ジフェノコナゾール：トリアゾール系殺菌剤

12. 11 月 7 日、食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施

- ・対象食品：韓国産赤とうがらし、その加工品（簡易な加工のもの。）
- ・検査項目：ジフェノコナゾール

（作成：2013 年 11 月 30 日）